

4. 買い物弱者対策について



高齢者等を中心とした日常生活に必要な物資の買い物に困難を感じている方のための支援、いわゆる買い物弱者対策について伺います。

近年、自動車の運転免許証を返納する方は本県でも増加傾向にあり、本県での買い物弱者は確実に増えているものと推察され

れます。

一昨年9月の議会における壱岐和郎議員の一般質問に対し、「免許更新の際の高齢者講習などの機会を活用して、市町村や交通事業者が取り組む免許返納支援策を一覧表にして配布」するとの答弁がありましたが、地域を回る中で免許証の返納に伴う支援策が県民に十分に知れわたっていないように感じます。

そこで知事に伺います。

こうした車の免許証を返納した方の支援策、サービス提供の周知は現在どのようになっているのでしょうか、また、県として、さらに県民に広く周知することを徹底すべきと考えますが、知事のご所見をお聞かせ下さい。

さらに、免許証の返納者や高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らしを続けていくためには、移動手段の確保が重要となります。県として、具体的にどのような取り組みを行っているのか、また、今後どのように取り組まれるのか、お答えください。

公明党福岡県議団が来年度の本県予算編成への要望の中で、高齢者の交通手段の確保について、「本県は、市町村域を越えたコミュニティバスの広域運行や交通手段の多様化にも取り組んでおり、生活交通の維持確保のために、引き続き、地域の実情を踏まえた支援を行って参ります」との回答を得ています。今後、市町村域や県域を越えるコミュニティバスの広域運行の推進に関して、知事のご所見をお尋ねします。

さて、コンビニエンスストアは、2000年に警察庁から「まちの安全・安心の拠点」として活動要請を受けたことで、2005年より地域のセーフステーションとして日常の防犯対策や災害時対応など地域の安全を守る活動を全国的に進

めています。住宅地にコンビニを設置することは、買い物困難の理由から別の場所に引っ越すのを防ぐ効果や、空き家をコンビニの設置場所として有効活用することで、周辺住民の生活利便性の向上や治安の向上に資する効果があるものと思われま

す。また、国土交通省からの通知により、一戸建てを中心とする住宅地におけるコンビニなどの出店に関し、適切な運用が図られるよう明確化されて約2年半が経過します。過疎地に限らず都市部においても買い物弱者が増加している現況を考えると、本県においても適切な運用が進められるべきと考えます。

こうした観点から、この国の通知に基づいた本県における現在の運用状況について知事にお尋ねします。また、今後の住宅地におけるコンビニエンスストア等の出店については、柔軟な対応が必要と考えますが、知事のご所見を求めます。

【知事の答弁】

県では、平成28年度から、運転免許証の自主返納者にコミュニティバスの回数券等を交付している市町村に対し、その経費の一部を助成する事業を創設し、市町村における自主返納の取組みを促している。

その結果、本年度末までに、31の市町村で自主返納の取組みが実施され、11,000名以上の方が返納される見込みである。

県としては、この補助制度を活用して、より多くの市町村において自主返納の取組みが実施されるよう、引き続き働きかけていく。

また、返納した場合のサービスの周知については、市町村や交通事業者が取り組む支援策を一覧表にして、県ホームページでの紹介や免許更新時の高齢者講習会窓口でのチラシ配架などに取り組んでいるところである。

引き続き、市町村や交通事業者からサービス内容などの情報収集に努め、市町村の協力を得て、地域包括支援センターを利用する方などに情報提供を行うことにより、広く県民に周知を図っていく。

県では、県民の生活交通確保の観点から、コミュニティバスやデマンド交通など、移動手段の充実・確保に取り組む市町村に対して、運行経費や車両購入費に対する助成を実施している。

また、交通事業者に対しては、国と連携して、路線バス維持のための運行経

費に対する助成を行うとともに、生活交通バス路線の維持・充実やバリアフリー化について要望しているところである。

今後とも、こうした取組みを通じて、免許証の返納者や高齢者が、買い物や通院といった日常生活を営む上で、より利用しやすい生活交通の充実・強化を図っていく。

本県において、隣接市町村に所在する病院、商業施設、駅等への移動を確保するため、市町村域を越えた運行をしているコミュニティバスは 32 路線、そのうち県境を越えて運行しているものは 3 路線ある。

県では、交通手段の広域化・多様化に取り組んでおり、今年度からは、複数市町村を結ぶコミュニティバスの新規路線について、県の生活交通確保対策補助金の補助率を上乗せしたところである。

今後とも、それぞれの地域における買い物や通院といった生活実態を踏まえ、コミュニティバスの広域運行を進めていく。

都市計画で定められている第一種低層住居専用地域などは、低層住宅に係る良好な住居の環境を保護する地域であり、コンビニエンスストアなどの店舗は、建築基準法上、立地が制限されている。

しかし、特定行政庁が良好な住居の環境を害するおそれがないと認め許可したものは、立地が可能となる。

この許可については、平成 28 年 8 月、国において、許可基準が示され、住民の日常生活のために必要な店舗が不足している地域などにおいて、騒音、交通安全対策などの措置を行うことで、住環境を害するおそれがないものについては、許可の対象とするよう通知された。

これを受け、県内の特定行政庁に速やかに通知し、統一的な運用を図ったところである。

これまで、県では 2 件の許可実績があり、今後も、国の許可基準を踏まえ、適切に運用していく。